

## 技術指針の改正に関する沿革

平成 27 年(2015) 10 月

要綱に基づく技術指針から現行の技術指針まで、技術指針改正等の沿革及び主な改正点は以下のとおり

- 昭和 59 年 1 月 長野県環境影響評価指導要綱制定  
(指導要綱に基づく) 長野県環境影響評価技術指針の策定  
 ・ 環境項目は「大気質」、「水質」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」  
 「地盤沈下」、「悪臭」、「植物」、「動物」、「景観」、「地形」、「地質」  
 (全 12 項目)
- 3 月 長野県環境影響評価技術指針マニュアルを策定
- 平成 3 年 6 月 ゴルフ場に関する改正  
 ・ ゴルフ場に関する環境影響評価において、下記のとおり改正  
 ・ 「水象 (地下水を含む)」を追加 (全 13 項目となる)  
 ・ 「水質」→「水質 (地下水を含む)」に変更 (小分類に「農薬成分」を追加)
- 平成 4 年 10 月 追加項目に関して、長野県環境影響評価技術指針マニュアル(ゴルフ場関係)を策定。
- \*\*\*\*\* 現行の技術指針に関する沿革はここから \*\*\*\*\*
- 平成 9 年 2 月 長野県環境影響評価制度検討委員会より報告書「長野県における今後の環境影響評価制度のあり方について」が提出される  
 (検討委員会では、平成 8 年度以来 4 回の討議がなされた)
- 6 月 技術指針改訂業務について委託業者 (プレック研究所) と打合せ開始
- 平成 10 年 3 月 長野県環境影響評価条例公布
- 9 月 技術指針 (案) について技術委員会審議  
(条例に基づく) 長野県環境影響評価技術指針の策定 9 月 28 日告示  
 ・ 環境要素に「低周波空気振動」、「水象」、「生態系」、「人と自然との触れ合い活動の場」、「史跡・文化財」、「廃棄物等」、「温室効果ガス等」を追加  
 ・ 要綱では別項目であった「地形」と「地質」を「地形・地質」に統合 (全 18 項目となる)  
 ・ 方法書手続の導入  
 ・ 環境に対する影響緩和 (ミティゲーション) の考え方の明確化  
 ・ 評価の方法の変更  
 ・ 事後調査の明確化
- 平成 11 年 3 月 技術指針マニュアル (案) について技術委員会審議

- 6月 **騒音の環境基準に関する改正** 6月10日告示
- ・環境要素は変更なし（別表第3の修正のみ）
- 長野県環境影響評価技術指針マニュアルを策定  
長野県環境影響評価条例施行（指導要綱は廃止）
- 平成12年 3月 主な既存文献（技術指針マニュアルの資料編）を作成
- 平成13年 6月 **低周波音の名称が定着したことによる改正** 6月25日告示
- ・「低周波空気振動」→「低周波音」に変更
- 平成15年 2月 改正を反映した長野県環境影響評価技術指針マニュアルを印刷・製本
- 平成19年 3月 技術指針及び技術指針マニュアル（改正案）について技術委員会審議
- 5月 技術指針及び技術指針マニュアル（改正案）について技術委員会審議
- 8月 **国の基本的事項の改正等にあわせた改正** 8月30日告示
- ・「人と自然との触れ合い活動の場」→「触れ合い活動の場」に変更
  - ・「史跡・文化財」→「文化財」に変更
  - ・対象事業の追加に伴う改正（「風力発電所の建設」の追加に対応）
  - ・客観性・透明性・わかりやすさの向上（方法書作成の前段階からの環境配慮に係る検討の経緯を明らかにすること等）
  - ・さらなる“ベスト追求”の推進（環境保全のための目標を事業者自らが設定し、その姿勢を明らかにすること等）
  - ・多様な事業内容への対応の強化
- 長野県環境影響評価技術指針マニュアルを改訂  
主な既存文献（技術指針マニュアルの資料編）を改訂
- \*\*\*\*\* H27年度条例改正に係る技術指針の改正に関する沿革はここから \*\*\*\*\*
- 平成24年 4月 国の基本的事項の改正により配慮書段階における計画段階配慮事項並びに手法の選定、意見聴取に関する指針等が規定された。
- 平成27年10月 **長野県環境影響評価条例の改正**
- ・法改正に伴う手続並びに他自治体を参考にした新たな手続の導入及び条例対象事業の拡大が行われた。 10月13日公布
- 10月～ 環境影響評価技術指針（改正案）及び技術指針マニュアル（改正案）について技術委員会審議